令和6年度一般社団法人福島県精神保健福祉協会相双支部

精神保健福祉団体等活動支援費

公　　募　　要　　領

**１　助成の概要**

（一社）福島県精神保健福祉協会相双支部（事務局：福島県相双保健福祉事務所）では、相双圏域の精神保健福祉活動の促進と福祉の向上を図るため、相双圏域の精神保健福祉団体等が行う精神保健福祉活動に対し、予算の範囲内で**精神保健福祉団体等活動支援費**を助成します。

**２　募集対象団体**

次に掲げる条件をすべて満たした団体です。

（１）相双圏域の住民を対象に精神保健福祉活動を行う団体

（２）入退会及び会費等に関する規則があり、当該規則に基づいて予算・決算報告を行っている団体

（または、助成申請日から３か月以内に当該規則を制定し、助成年度に、当該規則に基づいて予算・決算報告を行う予定の団体）

（３）長期的運営を予定している団体

**３　助成金額**

１団体あたり概ね１万円～数万円程度

（予算の範囲内で、助成件数や内容等により変動します。）

**４　助成対象となる活動**

相双圏域の住民の精神保健福祉のため、団体が独自に行う次の各活動です。

・　精神障がい者やその家族の交流会の開催

・　講演会または研修会の開催

・　これらに類すると認められる活動

※　ただし、当助成以外の委託料、給付費、補助金等により賄われるべき事業には使用できません。また、講演会または研修会を開催する場合の講師に対する弁当代又は茶菓代を除き、食糧費に使用することはできません。

**５　公募期間**

令和６年3月２８日（木）～令和６年５月2日（木）

**６　申請先（お問い合わせ先）**

　　一般社団法人福島県精神保健福祉協会相双支部

　　事務局　福島県相双保健福祉事務所

　　　　　　健康福祉部　保健福祉課　障がい者支援チーム

　　電　話：０２４４－２６－１１３２

　　ＦＡＸ：０２４４－２６－１１３９

　　メール：sousouhofuku\_syougai@pref.fukushima.lg.jp

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面へ続きます）

**７　助成の流れ（予定）**

　　５月2日まで・・助成の申請をしてください（期限厳守でお願いします）。

必要書類は下記「８」のとおりです。

　　5月下旬・・・・下記「９」により審査の上、助成対象団体及び助成額を決定

します。

結果については、文書で通知します。

　　6月・・・・・・助成金をお支払いします。

令和７年３月までに、助成金を使用して活動してください。

　　助成金使用後・・令和７年３月31日までに様式３「活動報告書」を提出して

いただきます。

**８　申請に必要な書類**

　（１）様式１　精神保健福祉団体等活動支援費申請書

（２）様式２　振込先届出書

（３）入退会や会費等について規定された団体の規則

（４）令和５年度の決算書

（５）令和６年度の予算書

（６）［上記（３）～（５）がない場合］

助成の申請の日から３か月以内に（３）の規則を制定し、今年度、当該規則に基づいて予算・決算報告を行うことを約する確約書（参考様式）

その他、助成対象及び助成額の審査に必要な書類の提出を求めることがありま

す。

**９　審査方法**

当支部役員会において、申請内容を基に、以下の項目等を総合的に勘案して助成対象及び助成額の審査を行います。

1. 申請団体の活動内容（相双圏域の住民の精神保健福祉に対する有効性）
2. 活動支援費の使途（上記「４」参照）
3. 申請団体の財務状況

**１０　留意事項**

1. 申請にあたっては、別紙の規則を十分にお読みください。
2. この助成金は来年度以降も実施する予定です。申請ができるのは、初めて助成を受けた年度から起算して最大５年間に限られます。
3. その他、不明な点がございましたら上記「６」のお問い合わせ先までお願いします。